

2013年7月分

ハラスメント関係で投書された方へ。(2013年6月27日受理分)

A. いただいた投書内容では、あまりにも具体的な情報が不足していますので、なんでも相談室としてすぐさま対応することができません。なんでも相談室に直接相談に来ていただくか、あるいは、下記の機関に相談に行かれることをお勧めします。

- 言語文化研究科言語社会専攻&日本語・日本文化専攻人権問題相談員
(言語文化研究科HP→キャンパスライフ→学生相談→言語社会専攻および日本語・日本文化専攻→キャンパスハラスメント追放宣言をご覧ください)
- ハラスメント相談室
(大阪大学HP→キャンパスライフ→学生生活→ハラスメントの防止等をご覧ください)

(2013年7月5日 なんでも相談室より回答)